

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 15 日

三菱電機株式会社

株式会社北弘電社

2024年4月15日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に
基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機株式会社
代表執行役 漆間 啓

札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号
株式会社北弘電社
代表取締役 高橋龍夫

三菱電機株式会社（以下「甲」といいます。）及び株式会社北弘電社（以下「乙」といいます。）は、2024年1月9日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2024年4月15日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年4月15日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

乙は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2024年3月25日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第1項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条の 2 第 1 項ただし書に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本株式交換は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易株式交換）に該当することから、甲に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

456,949 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき、甲の株主合計 4 名（保有株式数合計 27,600 株保有）より甲に対して本株式交換に反対する旨の通知がありました。

(2) 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 3 月 4 日開催の臨時株主総会の決議による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主（ただし、甲を除きます。）に対し、その所有する乙の株式 1 株に対して甲の株式 0.260 株の割合をもって、甲の自己株式を割当交付しました。甲が交付した株式の総数は 118,806 株です。

(4) 本株式交換により増加した甲の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

①資本金の額：0 円

②資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める額

③利益準備金の額：0 円

以 上